

# まち連、幸福の科学学園に嚴重申入れ ～度重なる個人宅への文書投函に対して～

まち連だより



12・1月号

2013年10月を皮切りに「幸福の科学学園関西校子供を守る保護者の会」と称する団体から、個人宅への文書投函が複数回行われ続けています。投函文書の内容はまち連が津市に届出の上で掲出している「のぼり旗」の撤去を求める内容でした。このような行為に対し、まち連は学園に対して下記の2点の内容での文書申入れを3回に渡って行いましたのでご報告いたします。

|   | 申入日             | 学園への申入れ経緯  |
|---|-----------------|--|
| ① | 2013年<br>10月28日 | 2013年10月19日及び25日付で「保護者の会」を名乗り、個人宅へ投函された文書を受けての申入れ<br>(返信期限を11月11日に設定も、学園からの返信無し) |
| ② | 2013年<br>11月27日 | 2013年11月20日付で「保護者の会」を名乗り、まち連に届いた文書を受けての申入れ<br>(返信期限を12月10日に設定も、学園からの返信無し)        |
| ③ | 2014年<br>1月13日  | 2013年12月25日付で「保護者の会」を名乗り十数件の個人宅へ投函された文書を受けての嚴重申入れ<br>(返信期限を1月24日に設定も、学園からの返信無し)  |

### (申入れ事項)

- ・「幸福の科学学園関西校子供を守る保護者の会」なる団体が、今後、このような文書投函等の行為に及ばないよう厳しく注意・指導されること。
- ・上記、注意・指導を行った結果を文書でまち連に報告頂くこと。

今回の一連の文書投函では、差出人は「保護者の会」を名乗るものの、連絡先には学園が表示されていたことから、まち連は学園に対し、保護者の会の実態調査も含めて、事態を把握されることを要望するに至りました。学園の建設・学校設置の経緯において、地元近隣住民が学園に対して投げかけた質問への説明、及び要望への回答を計画発覚当初から今日に至るまで求めて続けてきていますが、未だ何ら回答が無い中で起きた今回の出来事は、近隣住民との地域連携を欠いたがために起こった出来事だといえるでしょう。

まち連が学園理事長宛てに再々度申入れしているにもかかわらず、学校法人としての対処がなく保護者の会なる人物からの投函が止まないこと、更に、文書投函がなされた個人宅は学園関係者の訪問・チラシ等を一切お断りする“ボード”を自宅敷地内で掲出していたことも見逃せません。まち連は、学園に対して、今後申入れに従い、適切な対応が取られることをお願いしたいと思います。



## のぼり旗の盗難が発生しています！ ～不自然な破損の報告も～

2013年末から2014年始にかけて、まち連が掲出しているのぼり旗に対する盗難被害が相次ぎました。中には、同一地点で2度も立て続けに被害が発生した箇所もありました。度重なる盗難事件の発生は住民不安が助長されるだけであり、大変遺憾に思うと同時に、地域の安全維持のため相互での注意喚起をお願いいたします。なお、今号でご報告した事例と類似する状況がありましたら、まち連にご連絡ください。

### お知らせ

次回公判日時：2014年 3月6日(木) 11時より(30分前にお集まりください)  
場所： 大津地方裁判所にて。 一般傍聴に、是非ご参加ください。



# 《建築裁判報告》 裁判所の強い訴訟指揮の末、地盤調査データが明らかに。裁判は実質的議論へ。

幸福の科学学園・関西学校の校舎棟・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを求める行政訴訟の第4回口頭審理(2013年11月28日)において、原告が提出を求めた“土質調査結果に関する資料”について議論された結果、大津地裁の強い裁判指揮により、2013年12月になって、その資料が提出されるという大きな動きがありました。この資料は、2012年以降、国交省が策定した「大規模盛土の変動予測調査」に基づき、大津市が簡易ボーリング調査を行ったものです。

学園の設置計画以来、近隣住民が学園用地に対する地盤不安解消に向けて学園に説明を求めるも明らかとされず、更には2011年12月に提起された建築確認取消請求でも争点となっていた地盤調査データが、今回初めて公になったことを受け、原告団からは「地盤について詳細が解明されることが期待される」というコメントが弁護士を通じて伝えられています。次回公判は、3月6日(木)11時より行われます。(案内表面)

## 〈学園建築訴訟の経過(概要)〉

|   | 時期                        | 経過概要   |
|---|---------------------------|--|
| ① | 2011/12<br>~2012/6        | <ul style="list-style-type: none"> <li>仰木の里地区の8209名が、建築審査請求の申立てを提起。</li> <li>建築審査会は、319名に請求人適格を認めるも、請求人主張の地盤脆弱と開発該当性への反証は行わぬまま6/1に申立てを却下。</li> </ul>   |
| ② | 2012/8/6                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間建築確認機関に対し、建築確認の取消訴訟、及び、執行停止の申立て(234名)。</li> </ul>   |
| ③ | 2012/11/28                | <ul style="list-style-type: none"> <li>大津地裁は「重大な損害の発生の緊急の必要性」までは認めず、執行停止申立てを却下。本案の取消訴訟において、違法性を争うべきとされる。</li> </ul>  |
| ④ | 2012/12/17<br>~2012/12/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設計上・計測上も法基準の2mを超える崖の存在が発覚。</li> <li>大津市長が建築確認機関に対し「工事完了検査の慎重な判断」を促す文書を発行する異例の事態も、建築完了検査済証が発行される。建築確認取消訴訟の公判は継続。</li> </ul>  |
| ⑤ | 2013/9/19                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認取消請求は工事完了により、確認処分の取消しを求める訴えの利益が無くなったとして、大津地裁が請求の却下の判断。[建築物が完成してしまったとき、判例上、建築確認の取消訴訟は「訴えの利益なし」とされ、別途、建築物の是正命令の義務付け請求を追加することが可能となる]</li> </ul>                    |
| ⑥ | 2013~                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大津市に対して下記の義務付けを求める訴訟を180名が提起。現在、継続中。</li> <li>1. 校舎棟、寄宿舎棟の除却、及び、使用停止</li> <li>2. 義務付けが実質的な効果を生むような抜本的な排水施設の設置</li> <li>3. 崖崩れ防止の観点で、地盤の改良を含めた十分な強度の擁壁の設置</li> </ul> |

## 「仰木の里街並みを真剣に考える会」を名乗る団体による無届け“のぼり旗”が路上に設置。即日撤去されました。

2014年1月16日午前8時頃、仰木の里東2丁目の道路、バス停、公園において、右写真ののぼり旗が合計4本設置されていることが確認されました。まち連が大津市に問い合わせたところ、これは、大津市の市有地である歩道に対して無許可に設置されたものであることが判明しました。のぼり設置者の目撃情報はあるものの、返却すべき個人・団体が特定できなかつたため、大津市が即日撤去・保管することとなりました。大津市は、道路や公園でののぼりの設置は違法であり、今後も同様に設置されたとしても、撤去することを表明しています。また、道路への工作物(のぼり等)設置の届出は、そもそも受理されず、事実上設置は不可能とのことです。

一方で、今回、のぼり旗に記された文言は、明らかに地域住民の意思表示を揶揄する極めて悪質なものであり、大変遺憾に感じています。「仰木の里街並みを真剣に考える会」なる団体が今後特定されれば、違法に道路上にのぼりを設置してまで自身の主張をしようとした理由等について、尋ねたいと思っています。

右写真が無届け掲出されたのぼり旗。「あなたの街の景観は？これが良識ですか のぼり800本通りすがりの人がこの街異常だと！」等の文言と“仰木の里街並みを真剣に考える会”という団体名が。



1月16日  
仰木の里東公園前にて まち連撮影